

基本目標	取組内容(施策の方向)	主な施策	平成24年度以降の基本的な展開方向	平成26年度 主要な関連事業・取り組み等、実績	
3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	(5)特定健康診査・保健指導の充実	③健康教育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・がんについての正しい知識の普及とがん予防のための生活習慣改善について普及啓発していきます。 ・「健康ひがしむらやま21」と併せて推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■がんをはじめとした生活習慣病予防に関する健康講座を実施。 	
		④がん検診を受けやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者の利便性を向上させるために、がん検診の実施場所や時期等を工夫して受診しやすい体制づくりを推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■子宮がん・乳がん検診の実施期間をH25年度に5ヶ月から7カ月に拡大し、受診機会を拡大。H26年度も同期間で実施。 	
		①健診・保健指導の必要性に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健診や生活習慣病予防に対する意識を向上させるため、広く普及啓発、情報提供を行っていきます。 ・健診未受診者へ、個別の受診勧奨を行っていきます。 ・特定健診の受診を促すとともに、保健指導の利用勧奨により、継続して自己管理ができるよう支援していきます。 ・国保の若年者健診・健康相談を活用して、リスクの早期発見と早期介入を行い、メタボへの進行を予防していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■広報として、グリーンバス・市内駅・薬剤師会・商工会等にポスター掲示。 ■特定健診未受診者に対して、個別に受診勧奨通知を送付。 ■25歳～39歳の国保若年層への集団健診を継続。H24年度より、受診者数増加に伴い、指定医療機関において個別健診を併せて実施。健診後のフォローとして、要治療者へ受診勧奨及び要指導者へ個別健康相談(医師・保健師・栄養士)の実施。 ■第二期特定健康診査等実施計画 2年目(別途国民健康保険運営協議会で進捗管理中)。 	
	(6)「健康ひがしむらやま21」の推進 (生活習慣病の予防)	②健診を受診しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導受診者の利便性を向上させるため、医療機関等との連携を密にし、実施期間・時間・実施場所等について配慮し受診しやすい環境づくりをすすめます。■H24度より、小平市と相互乗り入れを開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■特定健診受診率46.9%、特定保健指導受診率 動機づけ支援22.0% 積極的支援16.1% ■小平市との相互乗り入れを継続。 	
		③特定健康診査・保健指導の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導の質を向上させるため、実施機関との連携を強化し、従事者の研修や講習会に取り組み企画・運営に取り組んでいきます。 ・健診や保健指導の実施結果について、分析し事業の検討や評価に活用していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■健診・保健指導の質を向上させるため、定期に医師会と検証、情報交換を実施。 ■保健指導実施率向上に向け、サンパルネ(健康増進施設)及び市民スポーツセンターを会場として実施し連携強化した。 ■サンパルネ内での保健指導・施設内説明・見学・体験を実施。(土曜日開催有り) 	
		①「健康ひがしむらやま21」(「健康ひがしむらやま21」7分野の施策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん・高血圧等循環器疾患予防のための食生活、運動・たばこ・アルコールなど生活習慣改善に向けた取り組みを進めていきます。 ・若い世代は食事のバランスが悪く、身体活動の減少もみられます。若年に向けて運動習慣増加への啓発を推進していきます。 ・朝食欠食率の高い若年に向けた食生活改善の啓発を推進していきます。 ・野菜摂取量不足にあるため、地場産野菜の活用など地域に根ざした啓発を推進していきます。 ・定期的な歯科健診の必要性和効果について普及啓発していきます。 ・適正飲酒・喫煙の健康影響について啓発していきます。 ・働き盛り世代の休養・ストレス対処に関する普及啓発をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■継続「健康ひがしむらやま21」参照 ■自殺対策として自殺予防月間に合わせ9月に自殺予防講演会、3月に駅前で啓発のティッシュ配布を実施。また、多摩小平保健所の協力で保健所長を講師に職員研修としてゲートキーパー研修を実施した。 	
	(7)介護予防の推進	②地域の健康づくりの推進(保健推進員活動の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の活動テーマ「生活習慣病予防」について、地域に根差した健康づくりの実践的取組を図っていきます。 ・保健推進員自身の健康づくりの向上のため、家族を含め定期的に体成分分析の測定、食事バランスチェック、健康講座等を行い健康意識の向上に努めていきます。 ・保健推進員の育成、活動の活性化、活動維持に向けて、養成講座、研修会を継続していきます。 ■サンパルネ(指定管理者)との相互協力事業「肩こり・腰痛予防体操」の開催 ■医師会(認知症を考える会)との協力事業「認知症予防講演会」の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ■生活習慣病予防活動として、各町、骨密度測定、血管年齢測定、足指力測定、健康講演会、栄養・運動講座等実施。 ■保健推進員自身の健康づくりとして、体成分分析測定、食事バランス成分チェック、生活習慣病予測度チェックを実施。 ■7期新規保健推進員対象の養成講座と7期1年目の研修会及び平成27年度の減塩の取組に向け全体研修を実施。 ■市民スポーツ課と連携し、ロコモティブシンドローム予防教室や体成分分析測定会フォロー教室を実施。 ■医師会認知症を考える会連携事業「認知症予防講演会」4町実施。 ■歯科医師会「歯科講演会」1町実施。 ■サンパルネ連携事業 1町実施。 	
		①一次予防事業の連携・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要となる恐れのある対象者へ、高齢介護課と連携し、介護予防に関する知識の普及・啓発を図っていきます。 ■医師会「認知症を考える会」と協力し、地域で認知症予防講演会を実施(保健推進員会活動に導入)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢介護課所管である介護予防事業は各地域包括支援センターを中心に行われている(一次予防事業及び二次予防事業)。一次予防事業について栄養や歯科の介護予防講座を連携して実施。 ■医師会認知症を考える会連携事業「認知症予防講演会」を保健推進員活動として実施。 	
			②骨粗鬆症予防教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・骨密度測定を実施し、骨粗しょう症の早期発見・早期治療の促し、転倒による介護状態の発生を予防していきます。 ・個別の骨密度測定結果の説明や健康相談を通して、介護予防の必要性や健康づくりの実践について啓発や情報提供をしていきます。 ・要注意者へは、フォロー教室を開催し、日常生活の中でのウォーキングや転倒予防体操など、介護予防への知識の普及啓発をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■骨粗鬆症予防教室として、骨密度測定会と要注意者(骨量減少領域)を対象とした講演会、運動教室を実施。 ■市民スポーツ課と連携し、骨密度測定会時にトレーナーによる運動指導を実施。 ■骨密度測定後、要注意者を自主グループへ誘導。 ■要注意者のうち希望者を対象に半年後に再フォロー教室(骨密度測定と結果説明、保健指導)を実施。 ■骨密度測定者のうち75歳以上の方を、高齢介護課で実施している元気アップ教室(介護予防事業)に誘導した。

基本目標	取組内容(施策の方向)	主な施策	平成24年度以降の基本的な展開方向	平成26年度 主要な関連事業・取り組み等、実績
	(8)医療体制の充実	①地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが身近な地域で、気楽に健康相談や診療が受けられるように、かかりつけ医・歯科医・薬局を推進していきます。 ・健康教育や健康相談を通して、市民の自己管理を支援していきます。 ・健(検)診等をわかりやすく周知していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■歯科医療連携事業(寝たきり等により、受診できない方へ歯科の訪問診療を実施)。
②救急医療体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・休日や夜間など診療時間外における診療を確保するため、3師会や近隣市と連携し、診療体制の整備に努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■休日準夜応急診療所(休日・祝日等の初期救急の夜間診療) ■休日応急診療(休日・祝日の昼間の初期救急の診療 市内指定医療機関) ■小児平日準夜応急診療所(平日夜間の初期救急 市内1医療機関・西東京市1医療機関) 	
③指定感染症・新感染症等の発生時における対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等新興・再興感染症の健康危機発生時の対応力向上と拡大の防止をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型インフルエンザ法制化(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に伴い、平成25年度市条例の制定。国都の新型インフルエンザ行動計画及びマニュアルに遵守した「東村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年度策定。 	
④東村山市防災計画における医療救護の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・災害による負傷者が発生した場合、東村山市防災計画に基づき関係団体と連携を図りながら医療救護活動が迅速・適切にできるように努めていきます。 ・医療救護活動が迅速に展開できるための「医療救護マニュアル」を整備していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■平成25年6月災害対策基本法の一部改正に伴い東京都防災計画改定された。平成25年度に三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)等と東村山市災害時医療連絡会を設置し、平成26年度も継続して東村山市防災計画についての具体的対応について協議した。平成26年度は緊急医療救護所(多摩北部医療センター)の訓練を視察し、協議の参考にした。 	
た進4 づめし福 くので社 りまいを ちく推	(1)市民主体の健康づくりの支援	①自主グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主グループへの支援のあり方を検討するとともに、他団体との有機的な連携、育成を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■骨粗鬆症予防教室後の自主グループ(運動)の発足。計6グループ。
	(1)保健センターの有効活用	①幅広い保健センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信、健康づくりの拠点である保健センター機能を、有効活用できるようにさらに検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■保健センター機能である市民センター1Fの会議室を健康づくり関連使用で貸出。

